

平成28年涌谷町議会定例会1月第2回会議（第1日）

平成28年1月27日（水曜日）

議事日程（第1号）

1. 開 会

1. 開 議

1. 会議録署名議員の指名

1. 会議日程の決定

1. 専決処分の報告について

1. 議案第1号 涌谷町と宮城県との間の行政不服審査法第81条第1項に規定する機関の事務の委託について

1. 議案第2号 平成27年度涌谷町一般会計補正予算（第7号）

1. 議案第3号 平成27年度涌谷町水道事業会計補正予算（第3号）

1. 休 会

午後1時30分開会

出席議員（13名）

1番	竹中弘光君	2番	佐々木敏雄君
3番	佐々木みさ子君	4番	稲葉定君
5番	大友啓一君	6番	只野順君
7番	後藤洋一君	8番	久勉君
9番	杉浦謙一君	10番	門田善則君
11番	大泉治君	12番	鈴木英雅君
13番	遠藤稔雄君		

欠席議員（なし）

説明のため出席した者の職氏名

町長	大橋信夫君	副町長	佐々木忠弘君
総務課長 参事兼課長	渡辺信明君	企画財政課 参事兼課長兼 財政班長事務取扱	今野博行君
まちづくり推進課長	小野伸二君	まちづくり推進課 企業立地推進室長	大崎俊一君
税務課長	泉沢幸吉君	建設課長 兼建設班長 事務取扱	佐々木竹彦君
上下水道課長	平茂和君	教育委員会教育長	笠間元道君
教育総務課 参事兼課長兼 給食センター所長	城口貴志生君	代表監査委員	遠藤要之助君

事務局職員出席者

事務局長	佐々木健一	総務班長	木村智香子
主査	金山みどり		

◎開会の宣告

(午後1時30分)

○議長（遠藤稔雄君） 涌谷町議会定例会1月第2回会議出席、ご苦労さまでございます。本日もふだんと変わらない審議になりますようご協力お願い申し上げます。

本日1月27日は休会の日でございますが、議事の都合により平成28年涌谷町議会定例会を再開し、1月第2回会議を開会いたします。

◎開議の宣告

○議長（遠藤稔雄君） 直ちに会議を開きます。

◎議事日程の報告

○議長（遠藤稔雄君） 日程は、お手元に配った日程表のとおりでございます。

◎会議録署名議員の指名

○議長（遠藤稔雄君） 日程に入ります。

日程第1、会議録署名議員の指名は、涌谷町議会会議規則第118条の規定により議長において、3番佐々木みさ子君、4番稲葉 定君を指名いたします。

◎会議日程の決定

○議長（遠藤稔雄君） 日程第2、会議日程の決定を議題といたします。

お諮りいたします。1月第2回会議の日程につきましては、本日1日としたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（遠藤稔雄君） 異議なしと認めます。よって、1月第2回会議の日程は、本日1日と決しました。

◎報告第1号の説明、質疑

○議長（遠藤稔雄君） 日程第3、報告第1号 専決処分の報告についてを議題といたします。

報告理由の説明を求めます。町長。

○町長（大橋信夫君） ただいま議長のご挨拶にもありましたとおりたびたびのご審議大変恐縮いたしております。

きょうもよろしく願いたします。

それでは、報告第1号について提案理由を申し上げます。

本件は、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の施行に伴い、一部の手続において個人番号の利用の取り扱いを見直す方針が示されたこと等を踏まえ、一部改正をいたしましたのでその報告をいたすものでございます。

詳細につきましては担当課長から説明いたさせますので、よろしく願いたします。

○議長（遠藤稔雄君） 税務課長。

○税務課長（泉沢幸吉君） 涌谷町町税条例等の一部を改正する条例の一部を改正する条例をご説明いたします。

本案件については、地方税法施行規則等の一部を改正する省令が平成27年9月30日交付、同日から施行されたことに伴い平成27年3月31日付で専決処分した涌谷町町税条例等の一部を改正する条例の一部を改正するものでございます。

それでは、議案書3ページ、新旧対照表1ページをごらんください。

涌谷町町税条例等の一部を改正する条例（平成27年涌谷町条例第21号）の一部を次のように改正する。

第1条中涌谷町町税条例第2条第3号及び4号の改正規定を削る。

第1条中涌谷町町税条例第2条第3号、納付書でございます、及び第4号、納入書の改正につきましては、昨年度例会6月会議の専決処分報告では番号法の施行に伴い納付書及び納入書の用語の見直し等で第2条第3号及び第4号に法人番号を記載することとされたため、事務所または事業所の所在地名称及び法人番号を記載することになり用語の見直し等を行ったところでありましたが、今回の改正では各地方団体からの意見や国税における個人番号の取り扱いについて本人に交付する法定調書全てについて個人番号の記載を不要とする内容の財務省例が交付されたことを踏まえ、個人番号を当面記載しないこととしたことにより今回削除されたものでございます。

納付書及び納入書はやりとり等で他人に見られるということから個人情報の漏えいが懸念されることから国の方針が変更されました。改正前と同様、納付書及び納入書には納税者徴収金を納付するために用いる文書で町が作成するものに納税者の住所及び氏名または名称並びにその納付すべき徴収金額その他納付について必要事項を記載するもので、前回改正を削除するものであります。

次に、町民税の申告になりますが、新旧対照表中段のところになります。第1条のうち同条例第36条の2第9項の改正規定中、法人番号の次に行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成27年法律第27号）第2条第15項に規定する法人番号をいう。以下、町民税について同じ条を加える。

この第36条の2につきましては、番号法施行に伴い行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用に関する法律を加えたものであります。

下のほうに新旧対照表になります。町民税の減免についてでございます。第1条のうち同条第51条第2項第1号の改正規定中、または名称、住所もしくは居所または事業所もしくは事務所の所在地及び個人番号、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第2条第15項に規定する個人番号をいう。または、法人番号を及び住所または居所、法人にあつては名称事務所または事業所の所在地及び法人番号に改める。行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用に関する法律第2条第15項に規定する法人番号を加えたものであります。

法律第2条15項に規定する法人番号とは、特定の法人のその他の法人、特定の法人その他団体を識別するための番号として指定されたものをいいます。

次に、新旧対照表2ページになります。

固定資産税に係る補正の方法の申し出でございます。第1条のうち、同条第63条の2第1項第1号の改正規定中または法人番号の次に、同条第15項に規定する法人番号をいう。以下、固定資産税について同じを加える。

第63条の2第1項第1号につきましては、番号法施行に伴う個人番号または法人番号の規定の整備をいたしておりますが、今回同条15条に規定する法人番号を加えたものであります。

次に、新旧対照表の中段のところになります。軽自動車税の減免でございます。第1条のうち、同条第89条第2項第2号の改正規定中、いうの次に以下、この号及びをまたは法人番号の次に、同法第22条第15項に規定する法人番号をいう。以下、この法において同じを加える。

次に、新旧対照表2ページの下の方になります。特別土地保有税の減免でございます。第1条のうち同条例第139条の3第2項第1号の改正規定中、個人番号、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第2条第15項に規定する個人番号をいう。以下、この号において同じ。またはを削り、法人番号の次に、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第2条第15項に規定する法人番号をいう。以下、この号において同じを加え、個人番号または法人番号を法人番号に改める。第139条の3の2項につきましては、減免申請書、記載事項に個人番号または法人番号の追加を行って行っておりましたが、同条15条に規定する法人番号を加えたものであります。

次、新旧対照表3ページになります。

第1条のうち、同条第149条第1号の改正規定中、いうの次に以下の号をおいて同じを、または法人番号の次に、同条第15項に規定する法人番号をいう。以下、この号において同じを加える。入湯税に係る特別徴収義務者の経営申告であります。第149条第1号につきましては、個人番号または個人番号の規定の整備を行って行っておりましたが、同条第15項に規定する法人番号を加えたものであります。

附則第1条第4号中、第2条第3号及び4号を削る。

附則この条例は公布の日から施行する。

終わります。

- 議長（遠藤稔雄君） これより質疑に入ります。8番。
- 8番（久 勉君） これ、さっき法律変わったのいつっておっしゃいましたっけ。
- 議長（遠藤稔雄君） 税務課長。
- 税務課長（泉沢幸吉君） 平成27年9月30日公布、同日から施行されました。

- 議長（遠藤稔雄君） 8番。
- 8番（久 勉君） 9月30日に法律が変わっていて、何で今ごろ専決処分なんですか。その後に12月議会があったし1月8日にも議会があったんだけど、どうして今回なのか。
- 議長（遠藤稔雄君） 税務課長。
- 税務課長（泉沢幸吉君） 今回ののは、28年1月1日に公布施行でございます。
- 議長（遠藤稔雄君） 8番。
- 8番（久 勉君） 公布の日から施行する、附則は。1月1日ではないの、普通、ここは。
- 議長（遠藤稔雄君） 税務課長。
- 税務課長（泉沢幸吉君） 今回ののは1月1日でございます。
- 議長（遠藤稔雄君） 再質問許します。どうぞ。
- 8番（久 勉君） じゃあ、附則のこの条例は公布の日から施行する、ですか。1月1日ってなるの、これは。1月1日ってどこにも書いてないじゃないですか。
- 議長（遠藤稔雄君） 税務課長。
- 税務課長（泉沢幸吉君） 公布の日は、この条例は公布の日から施行するということで28年の1月1日になります。（「だって、これ見て1月1日ってどうやってわかるんですか」の声あり）
- 議長（遠藤稔雄君） 税務課長、再説明。
- 税務課長（泉沢幸吉君） 専決処分なので、過去の月日になるんです。
- 議長（遠藤稔雄君） さらに説明ありますか。
- 休憩します。

休憩 午後1時44分

再開 午後1時47分

〔出席議員数休憩前に同じ〕

- 議長（遠藤稔雄君） 再開します。
- もう一度答弁お願いします。総務課長。
- 総務課参事兼課長（渡辺信明君） この附則につきましては公布の日から施行するとなっておりますけれども、法の施行が28年1月1日から施行されるということでございますので、この附則の書き方が誤りということで訂正させていただきたいと思います。申しわけございませんでした。
- 議長（遠藤稔雄君） ほかにございませんか。
- それでは、ここで訂正しておく必要がありませんか。総務課長。
- 総務課参事兼課長（渡辺信明君） それでは早速ですけれども、議案書の訂正をさせていただきたいと思います。申しわけございませんでした。
- 議長（遠藤稔雄君） ほかにございませんか。
- これにて質疑を終結いたします。
- 以上で、報告第1号は終了いたしました。

◇

◎議案第1号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（遠藤稔雄君） 日程第4、議案第1号 涌谷町と宮城県との間の行政不服審査法第81条第1項に規定する機関の事務の委託についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。町長。

○町長（大橋信夫君） 大変失礼申し上げました。

それでは、議案第1号の提案の理由を申し上げます。

本案は、行政不服審査法の改正が平成26年6月13日法律第68号として公布され、平成28年4月1日から施行されることに伴い行政不服審査法改正法において規定される第三者機関事務を宮城県に委託することの協議について、地方自治法第252条の2第3項の規定により議会の議決を求めるものでございます。

詳細につきましては、担当課長から説明いたさせますのでよろしくお願いたします。

○議長（遠藤稔雄君） 総務課長。

○総務課参事兼課長（渡辺信明君） それでは、議案第1号 涌谷町と宮城県との間の行政不服審査法第81条第1項に規定する機関の事務の委託について説明をいたします。

議案書4ページ、5ページをお開き願います。

ただいま町長が提案理由申し上げましたとおり、行政不服審査法に規定されている第三者機関の事務を宮城県に委託するものでございます。行政不服審査法につきましては、制定後50年ぶりに全面的な見直しが行われまして平成26年6月に公布、平成28年4月1日から施行されることになったものでございます。

本議案につきましては、不服申し立てに係る審査手続の変更によるものでございまして、これまででは町に対して審査請求が行われた場合町がその申し立てについて、審理、これは事実関係を調べるということでございますけれども、審理し採決を行うことになっておりましたけれども、改正法では採決を行う前に第三者機関への諮問が義務づけられ新たに第三者機関の設置が規定されたものでございます。当町におきましては、この第三者機関の設置について法解釈等の専門性を有することから単独での設置が困難であるとし、その事務を宮城県に委託するもので、その協議をする規約をするものでございます。

次のページをお願いいたします。

別紙でございます。

涌谷町と宮城県との間の行政不服審査法第81条第1項に規定する機関の事務の委託に関する規約。

第1条では、涌谷町は法第81条第1項に規定する第三者機関の事務を宮城県に委託することを記載したものでございます。

第2条は、事務委託の管理及び執行法についての規定でございまして、宮城県の条例、規則その他の規定に定めるところによるものとしたものでございます。

第3条は、委託事務に関する経費の負担等でございますが、涌谷町が負担することとし、第2項の経費の算定方法、交付の方法、時期については県と協議して定めるとしたものでございます。

第4条は補足規定でございまして、知事は第三者機関の事務の管理及び執行に関する条例等を制定、改正または廃止したときは町長に通知するとしたものでございます。

附則といたしまして、この規約は平成28年4月1日から施行するものでございます。

今後の手続でございますけれども、この議案が議決されました後宮城県と正式の協議を行いまして2月の宮城県議会におきまして事務の受託に係る議決を得た後協議が成立することになります。

なお、この行政不服審査法の改正に伴います条例改正につきましては3月会議において上程したいと考えておりますので、よろしく願いいたします。

以上で説明を終わります。

○議長（遠藤釈雄君） これより質疑に入ります。質疑ございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（遠藤釈雄君） これにて質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（遠藤釈雄君） これにて討論を終結いたします。

これより議案第1号 涌谷町と宮城県との間の行政不服審査法第81条第1項に規定する機関の事務の委託についてを採決いたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（遠藤釈雄君） 異議なしと認めます。よって、議案第1号 涌谷町と宮城県との間の行政不服審査法第81条第1項に規定する機関の事務の委託については原案のとおり可決されました。

◇

◎議案第2号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（遠藤釈雄君） 日程第5、議案第2号 平成27年度涌谷町一般会計補正予算（第7号）を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。町長。

○町長（大橋信夫君） それでは、ただいま上程されました議案第2号の提案の理由を申し上げます。

本案は、既定の予算額に歳入歳出それぞれ3億3,690万円を増額し、総額を89億5,849万4,000円にいたそうとするものでございます。

補正の主な内容でございますが、歳入につきましては、繰入金において今回の補正に不足する財源として財政調整基金繰入金を増額し、町債につきましては企業誘致に係る黄金山地内造成関連事業及び旧笹岳中学校石綿除去事業に要します財源として増額するものでございます。

次に、歳出でございますが、総務費につきましては、役場庁舎事務室の配置がえに伴います所要の経費を増額し、商工費につきましては企業誘致対策としまして造成計画を前倒しし、今年度の造成面積をふやすことに伴

い事業費を増額するものでございます。土木費につきましては上涌谷駅踏切改修が完了したことに伴い、JRから道路用地を購入する経費を増額するものでございます。教育費につきましては、旧篁岳中学校石綿除去工事において、さきの議会でお認めいただきましたが、工法に一部変更が必要となったことから事業費を増額いたそうとするものでございます。

詳細につきましては担当課長より説明いたさせますので、よろしくお願い申し上げます。

○議長（遠藤稔雄君） 企画財政課長から順次説明をお願いします。

○企画財政課参事兼課長兼財政班長事務取扱（今野博行君） それでは、予算書3ページお開きいただきたいと思
います。

第2表繰越明許費でございます。

黄金山町有地造成事業及び小学校施設石綿除去事業、それぞれ年度内完工が難しいということで明許繰越の措置をさせていただきたいと思
います。

第3表地方債の補正でございますが、1地方債の追加、黄金山造成事業に関する排水路整備等について追加するものでございます。充当率は75%でございます。

2地方債の変更ですが、篁岳白山小学校校舎に係る石綿対策事業の事業費の増に伴い限度額を変更するものであり、充当率は96%でございます。

6ページ、7ページ、歳入にまいります。

18款2項1目1節財政調整基金繰入金でございますが、歳出総額から町債を除いた額の財源といたすものでござ
います。本補正予算可決成立後の基金の残高は6億1,634万8,000円となります。

21款町債につきましては、先ほど地方債補正で申し述べたとおりでございます。

歳出にまいります。

○総務課参事兼課長（渡辺信明君） 次の8ページ、9ページをお開き願います。

3歳出2款総務費でございます。

1項1目細目2一般管理経費10節①交際費で30万円の増額でございますが、町長交際費につきまして年度末ま
でに不足が見込まれるますことから増額をお願いいたすものでございます。

12節役務費③保険料で公用車任意保険料3万6,000円の増額をお願いするものでございます。今回の増額につ
きましては日産自動車株式会社が電気自動車が無償貸与する電気自動車活用事例早発事業に参加申請をいたし
ましたところ、貸与の決定を受けましたので所要の増額をお願いするものでございます。なお、納車につつま
しては現段階では未定でございますけれども、年度内には納車される見込みとなっております。

4目細目2庁舎管理経費12節役務費④通信運搬費及び②手数料で30万円。それから、15節①工事請負費で事務
室改修工事として62万5,000円の増額でございますが、新年度に向け事務室の配置がえを予定しておりますこと
からそれに伴う経費をお願いするものでございます。

終わります。

○まちづくり推進課企業立地推進室長（大崎俊一君） 7款商工費1項商工費2目商工業振興費2企業誘致対策経
費となります。資料を配付させていただいております。2ページ目をお開きください。

2ページ目の左側、これまでの企業誘致に係る経過となっております。大変申しわけございませんが、まだ交

渉企業の企業名を明かすことができませんので、会社名についてはそれぞれA社、B社、C社と表示させていただきます。

A社及びB社につきましては昨年7月に宮城県から照会があり交渉が始まっているところでございます。9月16日にA社の社長、専務、B社の社長が来町され、現地視察をされたことで気に入っていただき最終候補地登っております。候補地としましては県内では現在当町のみ、ほかに県外が1カ所と伺っております。A社及びB社につきましてはこれまで町に来ていただいたのがA社が4回、B社が2回。こちらから会社のほうへ訪問しましたのがA社が4回、B社が1回となっております。

また、12月9日に急遽C社が来町いたしまして造成計画地の現場を見ましたところ現況を大変気に入っていただき候補地としたというお話を伺いましたことから、分譲区画につきまして今まで2区画を考えておりましたが、3区画に変更し先日入札を行っております。

先週もA社及びB社に行ってまいりました。現在は鋭意努力しているところでありまして、進出が決まりましたら立地協定等の締結を公の場で大々的に行いたいと思っておりますので、それまで少々お待ちいただきたいと思えます。

また、本来であれば黄金山団地の契約締結につきまして議決を受ける予定でしたが、条件つき一般競争入札で12月25日に公告し1月18日に開札しました結果、4社が応札しましたものの全ての業者が予定価格を上回り不落となりましたことについて報告させていただきます。

それでは、2ページ目の右側をごらんください。

今回の補正予算の変更点でございます。

黄金山工業団地の計画の変更につきましては、まず分譲を行おうとする区画が2区画から3区画とふえております。資料3ページ目をごらんください。左側当初計画と書いてございますのが11月会議でお示しいたしました図面となっております。当初緑色の枠内の分譲計画地2区画と考えており設計の段階で茶色い部分1区画をふやすかどうか、有効性を考えながらふやすかどうかということを考えるということで設計の上程をさせていただきました。ただ、先ほど申しましたとおり急遽打診者の数がふえてまいりました。そのことから3区画変更の図面なんです、これを見ると2区画にしか見えないんですが、FH45と書かれている区画については2社分、2区画になります。FH=28と書いてある部分が1区画、合計3区画を造成しようとするものとなりました。

済みません、2ページ目にお戻りください。

それに伴いまして開発面積、当初5万平方メートルから8万3,000平方メートル、分譲面積につきましても3万8,000平方メートルから5万平方メートルと増加しております。

また分譲面積につきまして、調製池につきましては当初駐車場兼ということで考えておりましたが、開発面積の増に伴いまして改めて設置することとしております。そのため、造成において2億4,934万円の増となっております。また、下水道につきましては国交省と現在協議しております。その中で河川堤防取り付けにつきまして管路を不測の事態に備え1本だけでは足りない、2本入れなければならないという指導をいただいております、6,705万円の増ということになります。これに開発許可申請手数料を加え、合計3億1,711万6,000円の増となつて、全体で約8億1,700万円となります。これらにつきましては、まだ相手との交渉の中で変更の可能性が多分

にあります。しかし、起債などによる財源を確保する必要があるためどうしても今回計上が必要となりました。そこで現在考えられる最大の経費で見ていることについてご了承いただきたいと思います。

失礼しました。1ページ目にお戻りください。

こちらについては今回補正の内訳とそれぞれの財源負担について載せております。手数料6万6,000円委託費につきましては財源の変更、工事請負費につきましては2億8,205万円の増と公有財産3,500万円につきましては済みません、説明が漏れていました。調整池の設置などによって用地買収がどうしても必要になりました。こちらにつきましては民有地1万4,216平方メートルを買収し計画をしようとするものでございます。また、上水道工事4,500万円の減となっております。こちらにつきましては水道事業会計平成28年度当初での計上となります。財源につきましては、県融資が合計で4億円、一般単独事業債が1億8,800万円、一般財源が1億8,391万6,000円となっております。

予算書8ページ、9ページ、お戻りください。

7款商工費1項商工費2目商工業振興費2企業誘致対策経費12節役務費2手数料6万6,000円の増となります。こちら開発行為許可申請手数料分となります

15節工事請負費2億8,205万円の増につきましては、説明欄では造成工事費5,600万円、下水道工事2億1,105万円、排水路改修工事1,500万円の増となっております。これは起債の申請上説明欄に明記が必要となりますことから改めて記載するものでございます。実際の内訳としましては先ほど資料で説明しました内訳となります。

17節公有財産購入費3,500万円の増、19節負担金補助及び交付金3その他負担金4,500万円の減をそれぞれお願いするものです。

以上で説明を終わります。

○議長（遠藤稔雄君） 順次お願いします。

○建設課長兼建設班長事務取扱（佐々木竹彦君） それでは、10ページ、11ページをお開きください。

8款土木費2項道路橋梁費3目道路新設改良費17節公有財産購入費は、提案理由にもございました上涌谷第1踏切拡幅工事の完了により道路用地面積が確定したことでJ R東日本から51.52平方メートルを購入するための64万4,000円をお願いするものでございます。

次に、4項住宅費23節償還金利子及び割引料の償還金につきましては災害公営住宅3世帯の26年度使用料に過徴収があり、今回還付するための16万9,000円をお願いするものであります。終わります。

○教育総務課参事兼課長兼給食センター所長（城口貴志生君） 続きまして、教育費です。

10款2項1目3細節小学校施設整備費で6,289万5,000円の増額でございます。内容としまして委託料で旧箕岳中学校石綿除去等工事施工管理業務委託259万2,000円の増、15節工事請負費で旧箕岳中学校石綿除去等工事6,030万3,000円の増でございます。

まず、石綿除去等工事施工管理業務委託料につきましては、アスベストという工事の特殊性から改めて増額補正をお願いするものでございます。

なお、既に予算計上しておりました改修工事の管理業務につきましては、町内の設計業者に委託しておりましたが、当方が期待するような業務の遂行ができなく改善の見込みがないことから昨年末に契約解除いたしております。今後はアスベスト除去等工事とあわせまして別の管理業者を選定する予定でございます。

次に、アスベスト除去等工事でございますが、12月に議決いただきました工事内容を一部変更することにより増額補正をお願いするものです。具体的には、主に外壁アスベストの除去工事の方法が変わったもので、レベル3の工事内容をレベル1のより厳しい基準の除去方法に変えようとするものです。これは国の労働基準監督署から指導に基づくものでありましてこのことについては内部でもいろいろと検討しましたが、許認可権を持ち方が一のアスベスト飛散の事故を防止しようとする労働基準監督署の指導に従うべきと判断し除去方法の見直しを行うこととしたものでございます。今後は、アスベストをしっかりと除去し改修を確実に進めてまいりたいと考えております。終わります。

○企画財政課参事兼課長兼財政班長事務取扱（今野博行君） 12ページ、13ページでございますが、14款予備費につきましては歳入歳出の差額を調整したものでございます。

以上で説明を終わります。

○議長（遠藤釈雄君） 以上で説明は終了いたしました。

これより質疑を行います。9番。

○9番（杉浦謙一君） 商工費で伺いますが、先ほどの説明、全員協議会から説明は受けておりますけれども、黄金山地内の企業誘致に関する企業誘致対策経費でございます。

説明の中でA社、B社、C社ということで企業名は挙げられないということで説明をずっと受けております。企業の業種だけはこの間加工の工場であったりメッキ、プラスチック関連の企業だと。そういう中で一番気になるのは説明の中でもあったんですけれども地盤の関係でプレス工場の関係はいろいろ調査されているということですし、メッキ工場の場合大量の薬品を使うという工場だと思います。どういった薬品を使うのか、そういった情報が入っているのかということが1つ。

そしてまた、今月の全員協議会の中でも答弁いただいておりますけれども、県内に移住してくるだろうと思われましてけれども、どういった人数の方が県内に。そしてまた、町内の採用する計画ですね。どのぐらいの方が採用される計画があるのか。企業ですからそれなりの計画はあると思います。もしその情報があればお聞きしたいと思います。

○議長（遠藤釈雄君） 企業立地推進室長。

○まちづくり推進課企業立地推進室長（大崎俊一君） まず1点目のメッキ塗装工場の使用する薬品等でございますけれども、まだライン等決まっていないというのもございまして何が来るのかということなんですが、もし来るのであればという前提で一応塗装を中心にとということでお話は受けております。そうすると石油系のものになるかと思えます。あとメッキをやるのであれば、六価クロム等出る可能性は十分ございます。そのための浄化処理施設というのかなり大ききものが必要になると伺っております。

また、2点目の移住雇用計画につきましては、地元採用をほとんど考えているということでございます。できれば町内なんですけれども、周辺からも採用はしたいということで当初3社合わせまして90名程度の採用計画。近く、近隣の類似の工場を見ますとやはりオープンから何年かたって増設しております。そこも増設したいような話も受けており、人数は100人規模になるんじゃないかと考えております。以上です。

○議長（遠藤釈雄君） 9番。

○9番（杉浦謙一君） 最初のメッキ薬品関係ですが、やはりしっかりとした浄化施設、言われたとおり。ここは

しっかりしていかないと安心安全の保障はしてもらわなきゃいけないなと思っています。

もう一つ、採用の90人から100人ぐらいいかなという話でしたけれども、もう少し細かく非正規なのか正職員なのかというのが気になる場所なんです。若い人が特に非正規が多いこの世の中ですから、もう少し採用の実態を、どういった計画なのかそういった点も少し含めて企業の計画を調べてみてもいいんじゃないかなと私思うんですけども、そこら辺いかがでしょうか。

○議長（遠藤稔雄君） 企業立地推進室長。

○まちづくり推進課企業立地推進室長（大崎俊一君） 1点目、浄化施設につきましては企業としての責任もあることから企業でもしっかりと処理施設を持つ。町としても下水道でその後対応できるようにということで考えて十分に公害等出ないようにと考えております。

また、2点目の採用につきましては、工場等の中身が決まらないと正確な採用人数も決まってくるんですが、今商談というか協議させていただいている中でお話しさせていただいているのはやはりこちらで採用しまして工場がオープンする前に採用しまして愛知というか本社で採用、研修をしていただく、そしてこちらがオープンしたら戻ってきて中心となる人を育てていきたいということでそれなりの正規の人数を採用できるものと伺っております。

○議長（遠藤稔雄君） ほかに。8番。

○8番（久 勉君） 2点ほど。まさかこういう補正予算が出てくると思いませんでしたので、当初予算も途中の補正も全然見てこなかったんですが、交際費、説明では3月まで不足する分を補正するということですが、前の方のときにも申し上げたんですけども、足りなくなったから補正するという、交際費について、そういう考え方でどうなのかなと。確かに、大きな仕事を抱えて企業誘致という今までに涌谷町で始めて以来の大事業なのでそれにかかる金だと言われればそれまでなんですけれども、見直しということも考えてもいいんじゃないかなと思うんです。

例えば、いろんな方が亡くなってご葬儀に出ると町長の弔電が必ず届いているんですけども、果たして必要なのかということも、町長がお会いしたこともない人、だからといってこの人知っているこの人知らないというややこしい話になるので昔出雲の市長さんが冠婚葬祭一切出ない、一番つらかったのはめいっこの結婚式まで断ったということがあったんですけども、やはりそれくらい厳しい姿勢も必要なんでないか。新しい町長にかわった。かわったことに関しての町民の期待もあるはずですよ。だから、そういうところで例えば今まで儀礼的にやっていた弔電はやめます。やめるということをきちんと広報等で、多分年間200人くらい亡くなっているから何十万円とこれも出ていると思うんです。詳しい数字はわかりませんが、でも、そういうことだってやってやれば町民の人だって、ああ、やっぱり変わっていくんだなと感じるものが出てくるのでないのかなということもありますので、ひとつ何で今ふやさなきゃいけないのかとご検討をどうするかということ。

それから、まちづくりで、ごめんなさい、この前全協のとき気づかなかったんですけども、今改めて見て県の融資額、前に80%と言いましたけれども、今度金額が変わることによって県の融資額が増額になるということはないんでしょうか。

○議長（遠藤稔雄君） 総務課長。

○総務課参事兼課長（渡辺信明君） それでは、8番久議員さんのご質問でございます。交際費の増額ということ

でございますけれども、交際費の支出につきましてはある程度といいますか、基準を持って支出をしているわけですが、今年度におきましてはただいま議員さんおっしゃいましたように、企業誘致であったりさきの災害時の大崎市への見舞い、毎年東大寺に涌谷でとれた米を贈っているわけですが、その米代金が昨年あたりも上がったということでぎりぎりの中でやっているわけですが、今年度につきましては3月まで見通しが立たないということで今回お願いするものでございますけれども、ただいま申し上げられましたとおり交際費の支出につきましては今度もう一度見直ししまして適正な支出をするように心がけたいと思っております。

○議長（遠藤稔雄君） 大崎室長。

○まちづくり推進課企業立地推進室長（大崎俊一君） 県融資ということでしたが、要綱で決められておりまして事業費5億円に80%対象、4億円が上限ということになっております。

○議長（遠藤稔雄君） ほかに。2番。

○2番（佐々木敏雄君） 質問の機会を与えていただきましてありがとうございます。

商工費について質問させていただきたいと思います。長年の念願であります企業誘致が実現できるのであれば大変喜ばしいことで涌谷町の活性化に大いに期待でき一町民として大変喜ばしくもろ手を挙げて賛成したいと考えてございます。

そこで、1月21日の全員協議会、きょうの補正予算の説明をお聞きしましたが、私事ではございますけれども、新人の議員としてはどのように議決の判断をしたらいいのか非常に困っているところでございまして、その判断に確認を含めてご質問をさせていただきたいと思います。

資料の企業誘致の経過にございますけれども、町長は8月末日から就任いたしまして1月で半年経過するわけでございますけれども、企業との打ち合わせの中でA社とは説明では8回とありましたが、大橋町長となつてからは7回、B社とは3回、C社とは2回という面談の回数であろうと思います。そのうち、町長が何回会社の方とお会いなされたかは判断できかねますけれども、A社、B社、C社、それぞれ関連企業であつて、A社がイニシアチブをとっているものと私は推測してございますが、このような少ない面談の中でどの時点で町長が企業誘致が可能だと。ただいまの説明では、いい場所だと、黄金山地区が適しているという企業のお話を聞いてですけども、町長はそのお話を聞いてこれは確かなものだと判断されたのかお聞きしたいと思います。

それから、会社の概要が全然わからない中で他の候補地も当然ある中で涌谷を選定したということをお聞きしているんだろうと思いますが、その辺をお話いただければと思います。なぜかと申しますと12月補正で5億円の計上をなさっているわけですが、1カ月たって、3億円の増額補正をしているという内容。それから負担金の4,500万円を組みかえているという中で非常に緻密性に欠けているのではないかと。内部的にどのような打ち合わせを行っているのか。甚だ私ながらに不安な点がございまして、もし、できるのであれば、これは議長にお願いしたらいいのか、全体のタイムスケジュール等考えているのであれば示していただければと思います。

私は、この事業は非常に大きな事業と捉えております。巧遅拙速にしかずということわざもあるわけですが、万万が一涌谷町に誘致できなかったという場合は町民の落胆は非常に大きいものがあると思います。そうなつた場合に、町長はどのような判断を下すのか、その辺をお聞きしてございます。判断材料が非常に少ない中で議決の判断をしなければならないというところでございまして、町長の意気込み次第で議決の判断をしたいと思っておりますので、よろしく申し上げます。

○議長（遠藤釈雄君） 町長。

○町長（大橋信夫君） 町長の意気込みを伺いたいということでございますが、戦をする場合におきまして、総大将迷った場合は兵士は路頭に迷うというんです。したがって、前回の全協あるいはその前に申しましたけれども、この事業、今質問者がおっしゃいましたとおり涌谷町にはなかったと、全町挙げてやる大きな事業が今日の前に村井知事から示されたということで全力を挙げて迷いを振り切りながら戦わせていただいております。

なおかつ、A社B社につきましては一関市の工業団地でございます、相手候補。質問者ご存じのとおり一関市はしっかりとした団地でできております。涌谷町はまだ山の段階で、非常にスタート時点から出おくれがあったということでスタート地点を並ばせるのに容易ではございませんでした。そのためには意欲を持って涌谷町を訪れたということでございましたので、なるべく早く条件整備をしてよい姿で将来の企業像を示すことができると思っております。なおかつ、そのためには用地を造成してさあどうぞというほかに、何回か会社とあったという報告もございます。一生懸命、通って関わらないとですね。ということで、私は過去にそういった営業をした経験もございますけれども、名古屋には4回、県が主催いたします企業立地セミナーに1回、合計5回行っております。その間、こちらにおいてになった場合については全て私が立ち会って町の熱意を伝えております。このことが没になったらどうするかというご意見でございますが、そのようなことは考えておりません。そのことを考えるならばいたしません。

○議長（遠藤釈雄君） 休憩します。

休憩 午後2時31分

再開 午後2時31分

〔出席議員数休憩前に同じ〕

○議長（遠藤釈雄君） 再開します。2番。

○2番（佐々木敏雄君） 町長の力強いご回答をいただきまして安堵しているところでございます。

私は町長が5回お会いしたということですが、この回数については中身次第ではございますけれども、かなり少ない面談の中での決断だったのかなという不安もないわけではございません。

今後のことにもなるわけですが、せっかく造成をするのであればA社、B社、C社の希望する造成形態といたしますか、形状でしょうか。そういうところも綿密に打ち合わせをしてお互いにいい、経費のかからない効率のある造成事業を行っていただきたいと思いますが、その辺のタイムスケジュールもあるんですけども打ち合わせ等はどの程度行われているのかもお聞きしたいと思います。

○議長（遠藤釈雄君） 大崎室長。

○まちづくり推進課企業立地推進室長（大崎俊一君） タイムスケジュールについては後ほど配付させていただきますと思います。

進出希望している企業様との打ち合わせにつきましてはまだ進出が決まっていないという状況の中で進出される企業さんのほうでどういった工場、どういった形でどういった面積のものを建てるか、どういったラインを

入れるかというのもまだ決まっていない状況です。それが決まるのは進出決定してうちと公に立地協定を結んだ後になるのかなと考えております。それが決まりましたら私のほうでも詳細な建設に係る打ち合わせを行っていく予定でございます。現在のところはやはり概要程度の打ち合わせということでさせていただいております。

以上です。

○議長（遠藤稔雄君） よろしいですか。

休憩します。

休憩 午後2時33分

再開 午後2時33分

〔出席議員数休憩前に同じ〕

○議長（遠藤稔雄君） 再開します。

室長。

○まちづくり推進課企業立地推進室長（大崎俊一君） 補足させていただきます。

大まかな打ち合わせということなのですが、大体相手様の希望を聞きまして、当初資料でFH45と書いております敷地につきましては当初2段で考えておりましたが、相手の企業の要望を聞きましてフラットでやる、あと面積、1ヘクタール必要であるといった要望を聞きながら現在設計を行っております。

○議長（遠藤稔雄君） 2番。

○2番（佐々木敏雄君） 今までの質問とは別になるんですけども、分譲するという、3区画の分譲という形ですけれども、その価格についてはどのような打ち合わせを行っているのか、その辺もお伺いしたいと思います。

○議長（遠藤稔雄君） 大崎室長。

○まちづくり推進課企業立地推進室長（大崎俊一君） 価格につきましては3社合わせまして1億円強ということで既に提示させていただいております。

○議長（遠藤稔雄君） 5番。

○5番（大友啓一君） 5番大友です。

商工費で今の関連なんですけれども、造成用地の購入なんですけれども、この数字、ちょっと理解に苦しんでおります。ということは、土地は田んぼなんだか畑なんだかわかりませんが、山なんだか、1平方メートル当たり2,460円ということは反当1,000平方メートルだと246万円ほどになるんですけれども、今、現状涌谷町の基盤整備した田んぼでも30万円ぐらいの価格になっている中で、何でここだけ1,000平方メートルで240万円の単価が出てくるのか。この土地がなければ誘致も進まないのはわかります。ただ、町民の方にもし聞かれたときのこの単価ではどういうふうに説明したらいいものなのか、そこをかみ砕いて何を1平方メートル2,462円という物の考え方なのか。

もう1点なんですけれども、FH45の計画だと思いますけれども、28と17メートルの高低差なんです。そしてなお調整池だとこれが底盤ですか、32メートル、落差が。今、いろんな気象状況で大変な豪雨なんか発生しておりますけれども、こういう高さ、落差で地盤がいいという話は聞いておりますけれども、また別な問題が出てくるのかなど。そういったところを考えながらこういう造成の形にしたものなのか。1点目もかみ砕いて

お知らせください。

○議長（遠藤稔雄君） 大崎室長。

○まちづくり推進課企業立地推進室長（大崎俊一君） 1点目の用地買収に係ります予算措置でございますけれども、うちで評価額、近傍等取引入れまして地目、山林田畑でございますけれども、その面積、単価それぞれ割り出しまして3,500万円ということで出しておりますけれどもこちら予算措置に係る部分です。実際今鑑定士かけております。実際の契約につきましては鑑定士の評価をもって契約させていただきたいと思っております。

2点目の標高差というか、高低差につきましてはのり面、5メートルほどに切っております。こちらにつきましても従来法律で定められております傾斜がありますけれども、それよりも緩やかにさせていただいております。FH、下の段ですね、FH28の場所でありますとほとんど今むき出しになっている岩盤の部分とほぼ近い高さとなっております。ということで、その辺災害に対しても十分考慮したのり面の設計とさせていただいております。

以上です。

○議長（遠藤稔雄君） 5番。

○5番（大友啓一君） 1点目の最初から今の涌谷町の現状で合わない数字を出していますけれども、この時点で今の実情とかなりかけ離れているのかなと。中身、知らない人でも1万4,000平方メートルっていったら1町4反なんですけれども、これ丸っこ1つ少ないんじゃないですか、本当は。という計算になってしまうんですよ。

今の実情って鑑定士の話聞かなくとも大体のものはわかるので、何でこういう数字が出てくるのか。そこをもう少し、何でこういう数字なのか、3,500万円っていう数字、1町4反歩で。聞かれたとき、私が聞かれた人に答えられるように、これから鑑定士かけて実情と合ったような買い上げをしますって、多分この数字を見たら首ひねるのがほとんどの人だと思いますけれども。

あとは、計画高はのり面5メートルごとに切っているというのであれば、この高さだったらもつのかなと。あとはのり面の勾配次第だと思うんですけれども、そこはレベルなったらばそこでまた見直せばよろしいかと思っております。

1点目、もう少し皆さんが納得するような言葉で。

○議長（遠藤稔雄君） 大崎室長。

○まちづくり推進課企業立地推進室長（大崎俊一君） それでは、再度お答えさせていただきます。

単価につきましては税の課税評価から割り戻したものと、近傍の買収事例を考慮して算定をさせていただきました。なので、どこまで近隣の買収事例が参考になるかというのもございますので、現在鑑定士による評価をかけていただき、その金額をもっていきたいと考えているところでございます。

○議長（遠藤稔雄君） いいですか。ほかに。10番。

○10番（門田善則君） 10番門田です。質疑をさせていただきます。

まず地方債の補正ということで財政のほうから出ているわけですが、今回は工業団地造成、また変更ということで石綿対策事業と出ておりますけれども、町で借金するとなると町民に対しての負担という割合が高くなっていくわけですが、実質この借金をしたときに実質公債費率、涌谷町の健全経営はどのくらいになっていくのか。まずもって、財政課長にお聞きしておきたいなと思っております。

次に、残高です。地方債の。どのぐらいの今までやっているとか、その辺も教えていただければありがたいと思います。

次に、歳出でありますけれども、先ほど来いろいろな議員さんからご質疑いただいておりますけれども、私も商工費で若干質疑させていただきたいと思います。

昨年12月、4億円県からお借りして5億円の事業をしたいということで提案がありました。我々議会議員としても、町民の1人として町が若者が定住できる対策であれば結構じゃないかなということで私も賛同した経緯があるんですが、先ほど前者の2番議員も言っていましたけれども、1カ月もたたないうちに3億円ほど追加になる。本当にこれは簡単に1カ月で町民の大事な血税が3億円もふやされるということは、本当に若者の定住できるまちづくりの根幹になるのかどうか。そして、これが実にならなかった場合のことも想定しなければならぬだろうと私は考えております。その辺についての考え方をいかに持っているかお聞きしたいなと思っています。

次に、学校管理経費の分でアスベスト。

正直、私から言ったら冗談じゃないですよという話ですよ。何回も三回もという話です。誰のお金ですか、これ。そこに教育長もいますけれども、それで12月に設計屋を首にしたから。冗談じゃないですね。誰に責任があるかないかも追及しないままに設計屋を首にしたというわけには町民に説明つかないんじゃないですか。何考えているんですか。

それと、うわさに、2月3日に町民説明会だか学校説明会すると聞いておりますけれども、正直私らに全協で説明してはいますが、9月開校って言っていますが本当にできるんですか。2月3日に町民にそれ言うんですか。もしできなかった場合どうするんですか。私はいろいろな業者に聞いて歩きました。ほとんど難しいんじゃないかと言っています。どこに根拠があって9月開校できるという根拠を聞かせてください。

以上です。

○議長（遠藤稔雄君） 企画財政課長。

○企画財政課参事兼課長兼財政班長事務取扱（今野博行君） お答えいたします。

まず、公債費率の関係ですが26年度決算におきましては9.2でございます。今後の見通しといたしますか、今回の造成工事のことも含めて将来その借入れの借り方にもよりますけれども、15%を越えるという試算はしてございます。

残高でございますけれども、26年度末におきましては当初予算書には載ってございますけれども、65億2,121万7,000円。端数は消してはございますけれども65億2,121万7,000円が26年度末の現在高でございます。現在の町債の予算でいきますと27年度が16億7,158万4,000円でございますので、そこから今年度公債費として支払います9億8,532万1,000円を引きますので……。

○議長（遠藤稔雄君） 休憩します。

このまま休憩します。再開は3時といたします。

休憩 午後2時47分

再開 午後3時00分

〔出席議員数休憩前に同じ〕

○議長（遠藤稯雄君） 再開します。

企画財政課長。

○企画財政課参事兼課長兼財政班長事務取扱（今野博行君） 大変申しわけございませんでした。

残高でございますけれども、26年度末に27年度分の予定を加えまして72億7,000万円ということで把握をしております。ちなみに、26年度末から6億8,600万円の増という形になります。

以上です。

○議長（遠藤稯雄君） 大崎室長。

○まちづくり推進課企業立地推進室長（大崎俊一君） 3億円の増ということですが、先ほども説明しましたように2区画から3区画、12月議会後にC社が進出したいという要望があって、それに伴いまして設計の変更等かけて用地を確保したということになりますので、そちらで実質ふえているということでご了解いただきたいと思っております。

○議長（遠藤稯雄君） 教育総務課長。

○教育総務課参事兼課長兼給食センター所長（城口貴志生君） 当初に平成28年4月から開校するという予定でしたが、種々の理由によって今回まずは4月1日に開校というか、校舎が使えなくなったこと。そして地域の人たち、子供たちには本当に申しわけなく思っております。

開校の時期につきましては全協のときもお話ししたんですけれども、2学期から何とか開校できないものかという希望は持っておりますが、具体的にはこれから工事の契約が出てまいりますので、契約が済まないことには正確に工期は決まらないということでございます。繰り返しになりますが、希望としてはございましたが、具体的には建設工事の契約後に決まるというものでございます。

以上です。

○議長（遠藤稯雄君） 10番。

○10番（門田善則君） 今、財政課長から大体72億7,000万円と。そうすると、これからの支払い見通しとして毎年涌谷町、今まで大体6億円ぐらい払っていたわけでございますが、それがどのぐらいになっていくのかということですね。それと、単純にこういった財政になってくると28年度の当初予算も大変厳しい状況になるのではないかと危惧されます。その辺について、今までどおり補助をもらっている団体については補助をもらえる。今までどおりの当初予算になるのかならないのか。その辺も上司とも相談していると思っておりますので、その辺もあわせてお聞かせしていただければありがたいなと思っております。

それから今後の考え方です。誰かもさっき言いましたけれども、なくなれば足りないからということで目的を持った事業であったならば地方債はやれるわけでございます。私も調べてみたところいろいろな観点で教育からまたそういった形の中で建設から何から使えるわけでございますけれども、今後考え方としても足りなくなって財政が乏しくなった場合にはこういう形の運営をしていくのかどうかということの3点を財政課長に聞いておきます。

次に、大崎君のところなんです、3億円ふえたというのは第3の希望者があってということなんだけれども、単純に私の考えを言いますと、来るか来ないかまたは実になるかわからないものを1カ月間で判断し決めるというものはどういうものなのかなと。かなり相当の決断であろうと思っております。

もしも来なかった場合1カ月で3億円ふやしたんだけど、造成してみたら来ませんでしたとなったら果たして、我々議会としてもそうですが、その1カ月間で執行者が決めたことがよかったのかどうか。または議会はそのことを認めてよかったのかどうかということが問われるように考えられます。ですから、やはりある程度の間違いがないというものの表現があってしかるべき。さっき町長は2番議員の質疑に対してなんか力強いお言葉をいただければ私は賛同しますという2番の質疑に対して自分の思いを言ったと思うんですが、確実にこうだから間違いなくこの業者は来ますということではないんですね。思いです。思いで3億円使われても困るんです。

その辺のきちっとした、我々が2カ月3カ月もんでこれは使ってもいいんじゃないかと事前の特別委員会でもつくってやっているならしかりでもあるんですが、執行者が1カ月もたたずに3億円をふやした部分を議会が簡単に1カ月で承諾してけろって言われて、はい、そうですねって言ったらみんなが投票していただいた町民はその人をそれでいいと評価するか、もっと検討してから決めるべきでなかったかって言うのか、私は後者の人の考えが多いんじゃないか。特に私を支持する人は多いんじゃないかと思います。ですから、その辺をきちんと間違いがないという答えをやっぱり必要なんですよ。その辺について具体的に教えていただければありがたい。

次に、学校の問題ですが、じゃあ、2月3日の説明会はどういう説明会になるのか。私の考えていたのは、開校時期が4月だったんだけどこういった現状がありまして今までの経緯を話してそれで9月に開校したいということを説明するのかなと思っております。しかし、私が調べたところ、今課長が言うにはまだ入札もしていないのでもしかするとこれは我々の希望であってできないかもしれないというお話をしました。恐らくそのとおりであろうと思います。私が調べたところだと、足場の組みかえから必要になるそうであります。そういったことになった場合にはやはり時間を結構使います。

そこで先ほど27年度の黄金山工業団地造成計画工程表というのが出されました。これも、教育行政課においては開校時期までのスケジュール表を早急に出していただきたいと議長に要望しますが、その辺についても検討をお願いしたいと思います。

○議長（遠藤稔雄君） 企画財政課長。

○企画財政課参事兼課長兼財政班長事務取扱（今野博行君） それでは、私どもへの3点の質問についてお答えいたしたいと思います。

公債費の関係でございますが平成27年度におきましては公債費としましては9億8,500万円でございますけれども、そのうち約3億円が借りかえになっておりますので、そちらを差し引きまして6億8,500万円が公債費の實質支払っていると考えていただければと思います。それが今後本来ですと公債費で元利を支払います。そしてその年にその年度に借りたものの差し引きでたいいは現在高の3億円ずつは減ってはまいるんですが、今年度につきましては当初約7億円だったものが相当ふえまして逆に現在高がふえております。そちらを勘案していきますと28年度からはプラス1億円、8億円くらいになるんじゃないかと考えております。

平成28年度の当初予算等と今後の財政運営についてでございますけれども、議員さんご承知のとおり、平成25年度につきましては当初で財調2億1,800万円取り崩しております。減債基金も1億円取り崩しまして合わせて3億1,800万円、平成26年度におきましては財調を2億8,500万円、27年度におきましては2億7,600万円、減

債基金で1億3,000万円、27年度におきましては当初におきまして約4億円を取り崩して何とか収支を賄っているという状況でございます。

今後もこの状況といいますか、当初予算に関しましては非常に財政サイドとしましては厳しく考えておられてそちらを今現在査定あるいは各課との調整をしておりますけれども、当初の各課での要求どおりはなかなか厳しいものがあると考えております。

3点目でございますけれども。これからも事業等で足りない部分はどのようにするのかという話ですけれども、当然上司あるいはいろんなところを共用しながらよりよい最善の道を考えながらやっていくと考えております。

以上です。

○議長（遠藤稔雄君） 大崎室長。

○まちづくり推進課企業立地推進室長（大崎俊一君） 進出につきまして確かなものということでございますけれども、現段階で100%とは言えない状況でございます。ただ、12月にいらして進出、日程等聞きましてその会社につきましてほとんど宮城県進出は間違いない。10月には3億円の着手をできる土地を探しているという希望でございました。県内見渡ししても涌谷ともう1つ。もう1つについては諸条件そろわないものになるのではということと言われております。ただ、現状では100%とは言い切れない状況であるということでございます。これ以上は申しわけございません。なので、進出に当たりましては決まりますよう頑張ってくださいというか、それしか言いようがございません。申しわけございませんがよろしく申し上げます。

○議長（遠藤稔雄君） 教育総務課長。

○教育総務課参事兼課長兼給食センター所長（城口貴志生君） 開校といいますか、新しい校舎の使える時期に関してなんですけれども、今回の補正で管理業者の委託業務と工事の増額補正をお願いしております。

これがご可決いただけるのであれば、この後管理業者の選定から入って工事の業者との変更の契約というスケジュールになってまいります。先ほど来申し上げておりますように工事の契約が調わないうちに工期工程表は作成無理でございます。ですので、内々の腹づもりなんですけれども、2月末ぐらいになれば何とかお示しすることができるのではないかと考えております。

終わります。

○議長（遠藤稔雄君） 10番。

○10番（門田善則君） 財政課長の話で議員の皆さんも大体今の涌谷町の置かれている現状、お金がどのくらいあってというのがわかったと思うんですが、単純に基金の残高が今現在6億円。来年度当初予算で4億円をもし仮に同じように使った場合、病院だとかいろいろな部分でまたプラスアルファになったら基金はなくなりますよね。全く、28年度中に、ということになります。そうすると、29年度はどうなるんだという未来的な発想になるんですが、大変な状況になると思うんです。

だから、この事業はまちづくりもそうですけれども、大崎さんのところもそうですけれども、本当にきちっとやってもらわないと29年度の予算を組めない状況になるんですよ。その辺も各課共通の認識を持って任に当たらないと大変な状況になるんだよということなんです。そこを私は言いたいんです。今がよければいいんじゃないんですよ。だから、あなたの課においてもそうなんですけれども、来なかった場合というのを想定すると次にはどういう手段を打たなきゃいけないかということなんです。それが財政面でそういうことを言っているわ

けです。だから、えらいときに財政課長になったように私は考えますけれども、本当に大変だろうなど。大変な職員も今やっている財政の職員は恐らく大変じゃないかなと思います。そのことを職員同士も共通の認識を持ってみんな仕事しないと教育委員会のようにまたふえた、病院のように足りないからボーナス払えないからくださいと言われても今までは基金、預金があったから出せたかもしれないけれどもなくなったら出せないんですよ。その辺をやはり上司ときちっと財政課長は物を申して、これは無理です、これ以上無理ですということもあってもいいのかなと私は思いますから、ぜひその辺の意見を發揮していただいて29年度予算が組めないような状況には絶対なってほしくないのです。その辺についても財政課長としての意見を聞いておきたいということもありますし、最終的には上司の町長でしょうから町長からそういった見通しについての判断、今後の推移を見ての判断でこういった決断に至った経緯の中で29年度予算をどのように考えているのか。問題にならないようにやっていくつもりだと思うんですけども、その辺についてもあわせて聞いておきたいなと思います。

あと、工場についてはやる気は一番大崎室長のあれは受け取りましたけれども、問題は本当に、口酸っぱく言いますけれども、来なかった場合のことをきちんと想定しないと町民の負担になる。売却価格が8億円かけたものが1億円で売って7億円は町民の金になってしまうから、その辺の負担を町民に与えては大変なことになりますからぜひ成功させてほしいし、来なかった場合のことも想定した考え方を持っていてほしいなと思います。

次に、教育行政課なんですけれども、最後に教育長に聞きますが今回のこの問題は本当にあってはならない問題だったろうなど。初めて涌谷町議会は監査委員さんに、本来であれば特別委員会をつくって我々が審査をしたりやらなければならなかったんですけれども、選挙があるということで監査委員さんにその旨を、大変なお願いをしました。あの結果を見ると、私も質疑をしましたがけれども、三者三様に落ち度があったなという監査委員さんの報告であります。しかしながら、私の気持ちの中には設計段階に大きな問題はなかったのかな。要は、昭和何年に建てた建物は必ずあるんだということから入るのが今設計者の中で常識とうたわれているようです。それがわからない設計屋に頼ってしまったこと。そしてそれを2回も3回も繰り返したこと。そのことの検証も今後どのように教育委員会では考えているのか。

今、財政の話をごここで教育総務課長も聞いたと思いますが、町の財政は大変苦しい状況にあるんです。だから地方債を借りてやらなければならない状況にあるんです。その一端の中に教育行政とか入っている。ですから、子供たちのためとはいえやはり精査するものは精査する、直さなければならない。職員がわからないのであれば職員の教育をしなければならないといういろいろあると思います。これは公民館から含めて職員教育についてはもっともっと教育長を中心にやるべきではないかと私は考えていますが、その辺の今後の対応についてまず開校させるのが一番の早道、やらなければならないことではあります。しかしこの検証もあわせてやってほしいなと思いますけれども、その辺についての教育長のお考えをお聞きします。

○議長（遠藤稔雄君） 企画財政課長。

○企画財政課参事兼課長兼財政班長事務取扱（今野博行君） お答えいたします。

まさに、門田議員さんのおっしゃるとおりの現状でございます。先ほどお話しいただいた、当初から4億円を崩すということはないと思いますけれども、そういう皆様への負担というのが出てくる可能性はございます。平成28年は何とか予算は組めるとしましてもそれ以降のことはそれぞれ今後、病院のこともありますし広域の

消防本部の建設等も入ってまいります。非常に財政としては厳しいところでございます。財政課が当然そちらを主導になりまして全課一丸となって上司に相談しながら予算を組んでいきたいと思っております。

以上です。

○議長（遠藤稔雄君） 町長。

○町長（大橋信夫君） 大変ご心配いただきありがとうございます。

財調の考え方ですが、26年度当初にも4億円近く取り崩しております。しかしながら、財調というものは、4月1日に100万円あったからその年100万円使うということではなく、出し入れがあるということなんですね。当然、年度途中におきまして6,800万円の積み立てもいたし、このようにその年度内におきましては出し入れがありますので、最終的な推移というのは決算段階で出てくるものだと思っております。なおかつ、今28年度予算の最終査定に入っておりますが、あとは私のほうで査定する段階なのかと思っておりますが、ある意味相当切れ込んだ査定をしようと思っております。

事業に対してどうかということですが、スケジュールの中で載せておりませんでした。9月14日に村井知事から連絡が入りまして2社あっせんするよ、ぜひ頑張れと。次の日に若生副知事と会いなさいと。若生副知事とあって財源のことについて相談しなさい、それから工程について相談しなさいということですが、今皆様方に工程表をお渡ししております。この工程は全部県が管理すると言っております。そのことが私の決断の一つの材料でございまして、当然村井知事からご案内いただいた帰りの車の中で電話を入れまして今から帰るから全課長集めておけと。この事業がいかに涌谷町にとって今後の命運を左右するか、また担当課の問題だけでなく例えば社員が来ればそれに対する福利厚生あるいは子供がいれば教育、全課で対応しなければこれは乗り切れないということで指示いたしております。

したがいまして、そのような経緯で始まった以上、もしだめだということは考えておりません。

○議長（遠藤稔雄君） 教育長。

○教育長（笠間元道君） それでは、私から大変笹岳白山小学校、旧笹岳中学校での4月開校がおこなわれているということについては大変責任を感じております。今回、笹岳白山小学校につきましては施工後にアスベストが発見されたということ。その後、予算を組んだ後に施工後にアスベスト除去方法がふさわしくないということ。その2つが重なりまして、それについてはやはりいろんな議員おっしゃるとおりいろんな形で検証しなければならないということ。これは私自身非常に重く受けとめております。

この除去につきましては、除去方法につきましては課長が全協でもお話ししたとおり、国としても一定の見解が示されておらなかった中であつたわけですがけれども、やはりということは専門性というのが非常に問われるわけです。その専門性につきましてはやはりその道の専門家に私たちも頼らざるを得なかったという部分は確かにございます。ただ、このたびその結果責任としては大いに受けとめております。それにつきましては、先ほどの私が教訓としましたけれども、それを職員に伝えあるいは具体的ないろんな仕事の中で今後対応してまいりますと考えております。どうも、本当に申しわけございません。迷惑かけます。

○議長（遠藤稔雄君） ほかに。12番。

○12番（鈴木英雅君） 私も商工費の件で質問させていただきたいと思っております。資料なんですけれども、企業誘致の経過がございまして。7月29日からいろいろ企業誘致に向けた取り組み、町を挙げてやっているようでござい

ますけれども、実質新町長になってから、大橋町長になりましてからかなり綿密にこの企業誘致に向けた取り組みをやっているように見受けられます。

先ほど、町長の口からもありましたけれども、9月14日を境にして村井知事と対面いたしまして具現的な企業誘致に向けた取り組みをやっているわけですが、経過見ますとほとんど当時のまちづくり推進課長、町長が愛知県とか三重県とか出向いているように思いますけれども、これは町長、先ほど町長の答弁の中にもとにかく全課全町挙げて企業誘致に向けた取り組みを進めていきたいという町長の考えを示されましたけれども、ほかの企業誘致、関係する宮城県内の自治体、確かに首長そして担当課の職員が出向いていろいろ企業誘致を進めてきたという話は伺っております。その中で、議会も一緒になって出向いていく、そういう出向いていった自治体、そしてその自治体の議会もあるという話を伺っておりますけれども、これからきょうの議会の中でいろいろ議員さん方から話がありましたけれども、町の企業誘致の進め方そのものに対しても少し不安があるような質問もございます。それをある程度払拭した考えでこれからの企業誘致を本当に涌谷町全町挙げて取り組むというすごく大きな決断が必要だと思っておりますけれども、その辺議会も企業誘致に向けた取り組みの中に入れていただいて、町長、議長、担当課の職員と一緒に出向いて行って誠意を込めた話し合いをするという考え、あるかないか、そこら辺のところ、町長の考え、お聞かせください。

○議長（遠藤稔雄君） 町長。

○町長（大橋信夫君） 大変ご心配をおかけいたしております。

当然、議会の皆様方も、この間全協のような重大な案件を議案とする際に相談申し上げる形で進めていくわけですが、短時間にこれだけのことをということですが、実はA社とB社につきましては候補地が3つありました。加美と一関と涌谷。いろんな関係で加美が一番最初に脱落したんですが、一関市残りました。一関市には大規模工業団地が2つあります。今、2番目の工業団地の一角がまだ埋まらないということで相当焦ったような状況がございます。なおかつ、一関市の市長は県職員上がりでございますので、誘致対策を専門にやってきた市長でございまして、非常に涌谷としてはハンデがございましたが何とかここまでこぎつけることができたということに思っております。

C社ですが、これも競争相手が既に団地造成済みの金成。金成、当然栗原市なんですが、栗原市長が元県議会の議長ということで大変な方々と戦っているんですけど、やはりこういった問題が起きた際には速やかに決断して速やかに対応する。このことが企業に対する町の姿勢なのかなと思っておりますので、今大変温かいお言葉をいただきました。これからも全課挙げて対応してまいりたいと思っておりますので、議会の皆様方にも万全なるご協力をいただきながらご支援いただきたいと思います。ありがとうございます。

○議長（遠藤稔雄君） 12番。

○12番（鈴木英雅君） 実は、昨年9月議会の中で村井知事がある議員さんの一般質問に対して涌谷町という名前を2回ほど上げまして、今回の企業誘致、とにかく宮城県全体を視野に入れた企業誘致はこれからも推し進めていく、富県宮城のためにという感じで答弁しております。その中で涌谷町にも具体的に企業誘致は推し進めます。そのためには涌谷町さんのほうできちっとした受け入れ態勢をつくってくださいよ。そのような話をなされております。

その中で、村井知事そのものは今回の企業誘致は最初で、これから涌谷町に対して第2弾、第3弾の考えもあ

ります。それはきちっとした話しておりますので、これから先ほど10番議員の質疑の中にもありましたけれども、失敗という話もありました。これは失敗でなく第2弾、第3弾ということも考えた取り組みの1つという考えもあると思いますので、そこら辺のところ、先ほども言いましたけれども、とにかく全町挙げて絶対成功させなきゃだめだよという強い思いを抱きながら、町長はもちろんですけれども、担当課、全課挙げて我々議会もとにかく同じような思いで取り組みにまぜていただけるような思いで進めさせていただきたいなと思いますけれども、そこら辺のところ、ぜひ町民の思いに応えられるような企業誘致にさせていただければ本当にかいかなと思いますけれども、町長、しつこいようですけれども、町民、約1万7,000人の町民に聞こえるような思いを示していただければありがたいと思います。

○議長（遠藤稔雄君） 町長。

○町長（大橋信夫君） 大変ありがたく力強く感じております。

人口もついに1万7,000人を切ってしまいました。このような形の涌谷町を何とか皆様と一緒に解決したいと、こんな思いでございますので、よろしく願います。ありがとうございます。

○議長（遠藤稔雄君） ほかにございませんか。4番。

○4番（稲葉 定君） 4番稲葉でございます。

先ほど来、商工費のことで皆さん質問してお答えいただいているんですが、大変申しわけない、そもそも論で申しわけないんですけれども、涌谷町が誘致を目指しているABCの3社、それしか知らないものですから例えば現在この3社が現在稼働している工場付近で問題を起しているとか、そういったことの調査はあるんでしょうか。もし来てから何かあったんじゃあという思いもあります。

それから、アスベスト問題なんですけれども、アスベストがあるのは誰の責任でもなく工事したからあるんですけれども、何回も出るということはこれから絶対にないようにするという事はどういうふうにしてないよに取り組むのか。それを担当課と町長にお伺いします。

○議長（遠藤稔雄君） 大崎室長。

○まちづくり推進課企業立地推進室長（大崎俊一君） 問題ということでございました。A社とC社につきましては、A社がプレス、C社がプラスチック加工なんですけれども、C社もプレス機械を使うものである程度の音が出ます。やはり隣所に住宅があると騒音というお話がございました。ただ、そのために工場用地を探す際には近隣に住宅がないことを前提に探しておられまして涌谷町の黄金山ということである程度候補地に決めているところでございます。ですので、その点では騒音については問題はないのかなと考えておりました。

B社につきましては塗装メッキということで排水の問題がございしますが、現在やっている工場では排水基準を満たしており問題になったということは聞いておりません。今まで問題はなかったそうです。

今回につきましても同程度の浄化処理施設を持ってきていただく。来られる際には同程度の浄化処理施設を持ってきてなかつうちのほうで環境への担保として排水下水を整備するという事で問題がないように考えております。以上です。

○議長（遠藤稔雄君） 教育総務課長。

○教育総務課参事兼課長兼給食センター所長（城口貴志生君） 今回のようなアスベストが解体等の施工中に出ないようにするためということであれば、私ども教育委員会の部局ですけれども、学校施設等につきましては大

規模改修とか解体とかそういった工事になるときはもちろん年数もありますし建築した年数を参考にしながら事前調査をしっかりとやってからの施工にしていきたいと考えてございます。

○議長（遠藤稔雄君） 町長。

○町長（大橋信夫君） 町長はどうあるべきかという質問ですけれども、企業に関しましては今大崎室長から答えたとおりでございまして、私は伺っておりましたがそのような影響というのはまだ推しはかることができませんでした。

アスベスト問題、このように二転三転のご心配をいただいたことに関しましては私も含めて職員の方々の知識不足もあったのかなど。その対応が腑に落ちない内容だったのかと思いますけれども、そのことにつきましては今後この時期の建物は全部アスベストが入っております。そのことを念頭に入れながら処置してまいりたいと思いますが、ちなみにアスベストの専門家、ほとんどオリンピック絡みで向こうに引っ張られている。全国で専門家が400人足りないと言われている。そのような状況の中での今後のアスベスト対策でございまして、しっかりした知識を身につけながら戸惑いのない、議案になる場合はそのような形でご提案申し上げたいと思いますので、ご了解いただきたいと思います。

○議長（遠藤稔雄君） 4番、よろしいですか。ほかにございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（遠藤稔雄君） これにて質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論ございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（遠藤稔雄君） これにて討論を終結いたします。

これより議案第2号 平成27年度涌谷町一般会計補正予算（第7号）を採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（遠藤稔雄君） 起立全員であります。よって、議案第2号 平成27年度涌谷町一般会計補正予算（第7号）は原案のとおり可決されました。



◎議案第3号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（遠藤稔雄君） 日程第6、議案第3号 平成27年度涌谷町水道事業会計補正予算（第3号）を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。町長。

○町長（大橋信夫君） それでは、議案第3号の提案の理由を申し上げます。

本案は、資金的収入として黄金山配水管布設工事負担金、資金的支出として黄金山地内配水管布設工事に伴う建設改良費をそれぞれ減額するものでございます。

詳細につきましては担当課長から説明いたさせますので、よろしくお願い申し上げます。

○議長（遠藤稔雄君） 上下水道課長。

○上下水道課長（平茂和君） それでは、議案第3号 平成27年度涌谷町水道事業会計補正予算（第3号）についてご説明申し上げます。

議案書第3号、4ページ、5ページをお開きください。

資本的収入及び支出の補正でございます。収入でございますが、4負担金につきましてはさきの12月会議でお認めいただいた涌谷町黄金山工業団地造成事業として水道施設を布設するための負担金でございましたが、年度内の工事発注が見込めなくなったことから今年度事業は測量設計のみといたしまして工事発注は4月以降に行うこととしたため工事負担金を減額するものでございます。

なお、他の事業と区別するため、今年度実施する委託料につきましては他会計負担金として科目変更いたしますのでございます。

支出でございますが、1建設改良費16工事請負費につきましては負担金をいただくまい説明させていただきました黄金山工業団地造成事業の配水管布設工事発注時期の延期に伴う減額でございます。なお、発注する4月以降に発注予定の施工延長等につきましては、県道涌谷田尻線から約1キロ、口径100ミリの布設を予定しておるものでございます。

終わります。

○議長（遠藤稔雄君） これより質疑を行います。

先ほどと同じように一括質疑となります。質疑ございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（遠藤稔雄君） これにて質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論ございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（遠藤稔雄君） これにて討論を終結いたします。

これより議案第3号 平成27年度涌谷町水道事業会計補正予算（第3号）を採決いたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（遠藤稔雄君） 異議なしと認めます。よって、議案第3号 平成27年度涌谷町水道事業会計補正予算（第3号）は原案のとおり可決されました。



◎休会の宣告

○議長（遠藤稔雄君） 以上をもって今期涌谷町議会定例会1月第2回会議に付された事件は全て議了いたしました。

お諮りいたします。

本会議は、この後、あす1月28日から12月28日までの335日間を休会といたしたいと思います。これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（遠藤稔雄君） 異議なしと認めます。

よって、あす1月28日から12月28日までの335日間を休会とすることに決しました。

本日はこれをもって散会いたします。

大変ご苦労さまでした。

散会 午後3時43分